

広島県告示第九百八十七号

令和五年広島県告示第八百十三号（広島県港湾施設管理条例別表第二国際拠点港湾及び重要港湾の表及び別表第二地方港湾の表の規定に基づき、知事が指定する緑地並びに知事が定める駐車料及び更衣室の使用料の徴収期間並びに駐車時間及び駐車料）の一部を次のように改正し、令和五年九月一日から施行する。

令和五年七月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
二 (略)			二 (略)		
緑地の名称	種別	徴収期間	緑地の名称		徴収期間
ベイサイドビ 子坂・親水公園	駐車 料	通年	ベイサイドビ 子坂・親水公園		七月一日から 八月三十一日 まで
	使用 料	七月一日から 八月三十一日 まで			